

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

〔日本貸金業協会〕

令和2年5月

(LIBOR 関連抜粋版)

LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- 世界の主要な金利指標である LIBOR については、英 FCA ベイリー長官が、「令和3年末以降、LIBOR 維持のため、銀行にレート呈示を強制する権限の行使は行わない」旨、表明したことに伴い、令和3年末以降は恒久的に公表停止する懸念が高まっている。
- LIBOR は、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されているため、備えのない状態で LIBOR の公表が停止された場合、利用者への影響が懸念される。
- 上記を踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、預金取扱金融機関や証券会社、保険会社等に対して LIBOR 利用状況調査を実施し、本年3月に調査結果の概要及び求められる今後の主な対応を公表した。貸金業の業態は、本調査の対象外であったが、LIBOR 参照の金融商品・取引を抱えている業者も存在すると承知しており、本資料を参照されたい。
- なお、令和3年末まで残り約1年半となる中「令和3年末」という時限を意識した対応が求められるが、LIBOR 参照の金融商品・取引を抱える金融機関には、
 - ① 取り扱う金融商品・取引のうち、LIBOR を参照しているものの包括的な洗い出し
 - ② LIBOR 参照商品の取引がある顧客に対する説明、契約内容の見直し
 - ③ 金融取引以外で LIBOR を参照している財務・管理会計やリスク管理等の業務の特定
 - ④ システムへの影響調査、及びその結果を踏まえたシステム開発といった対応が、早急に求められる。

- その上で、①期日が令和3年より前の契約については、可能なかぎり代替金利指標への「移行」を進めること、②期日が令和3年をまたぐ契約については、仮に移行ができなくても、「フォールバック」条項を導入しておくことが最低限必要かつ有用な対応である。また、③今後、満期・満了日が令和3年末を越えるLIBOR参照契約・取引を、顧客等に十分説明することなく、かつフォールバック条項も入れずに、「新たに」締結等を行った場合は、顧客保護の観点から、コンダクト・リスクを抱えるということと同じであるということを確認いただきたい。
- 貸金業者においては、LIBOR参照の金融商品・取引を抱えている業者は一部に限られると考えられるが、そうした業者については、以上のようなことに留意し、適切に対応いただきたい。
- 金融庁としては、今後、貸金業者におけるLIBOR利用状況の実態把握を進めていくとともに、LIBORの公表停止に備えた対応態勢の整備状況についてモニタリングしていく。